

第 70 回荒尾市都市計画審議会

議 事 録

平成 31 年 1 月 24 日

第 70 回荒尾市都市計画審議会議事録

1. 日時 平成 31 年 1 月 24 日 午後 1 時 30 分～

2. 場所 荒尾市役所 市長公室

3. 出席者

(第 1 項第 1 号委員)

秋元 一秀 松岡 高弘 那須 良介 古城 義郎 西川 幸一

(第 1 項第 2 号委員)

石崎 勇三 坂東 俊子 鶴田 賢了 島田 稔 菰田 正也

(第 2 項第 1 号委員)

家入 淳

(第 2 項第 2 号委員)

藪内 孝則 松本 一平

(代理出席者)

松本 武揚 (荒尾警察署長代理 荒尾警察署交通課長)

(事務局)

建設経済部長	宮崎 隆生
都市計画課長	末永 淳一
都市計画課長補佐兼計画係長	大神 康孝
都市計画課計画係主事	前畑 智紀
企業局建設課係長	畑田 康彦
企業局建設課技師	中嶋 眞寛

4. 欠席者

深浦 淳美 (第 2 項第 2 号委員)

5. 議案

議案 荒尾都市計画下水道の変更

6. 審議内容

(事務局)

定刻より少し早めでございますけども、委員の方が全員お揃いでございますので只今より第70回荒尾市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。私は建設経済部の宮崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず代理出席についてご報告させていただきます。本日は、荒尾警察署長甲斐委員の代理として、松本交通課長に代理出席して頂いております。よろしく申し上げます。次に本議会の成立についてです。本審議会は委員総数15名となっております。本日は14名の出席となっておりますので荒尾都市計画審議会条例第5条第2項の規定により成立していることをここでご報告致します。

また、今回の審議会は都市計画審議会の運営規則に従いまして、公開にて審議となっておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、荒尾都市計画下水道の変更についてとなっております。本審議会の議長は荒尾市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、秋元会長にお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

(議長)

年が改まりまして、今年最初の都市計画審議会ということで本年もどうぞ宜しくお願いいたします。議事に入る前に議事録署名委員を指名したいと思います。今回は、坂東委員、松本委員宜しくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。次第に沿いまして、今回は荒尾都市計画下水道の変更についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

企業局建設課の畑田と申します。どうぞ宜しくお願いします。座らせて説明させていただきます。まず、議事荒尾都市計画下水道の変更についての説明になりますが、平成30年12月7日から21まで公告縦覧を行いまして、縦覧者1名、意見書の提出はございませんでしたので、ここにご報告いたします。

それでは、冊子の1ページをお開きください。議案1号「荒尾都市計画下水道の変更(荒尾市決定)」です。次のページをお開きください。こちらのページについては、4ページの新旧対照表を用いて説明させていただきますので、4ページをお開きください。上の段から項目、今回決定、既決定、備考となっております。まず、1番名称については変更ございません。

2番排水区域についてです。既決定の面積約1,423ha、大島処理区1,323ha、下に桜山処理区62ha、その下に八幡処理区38haとございます。今回この大島処理区と桜山処理区を統合いたしますので、今回の決定に移りますと、大島処理区1385haにな

りまして、桜山処理区が廃止されるということになります。

次に3番、管渠についてです。既決定の分の3段目桜山処理場放流管が廃止されることで今回の決定でなくなっております。

続きまして、4番その他施設です。4段目荒尾市桜山浄化センターについてですが、こちらが今回左側の決定で荒尾市桜山中継ポンプ場に変更いたします。

3ページにお戻りください。今回の都市計画を変更する理由になります。荒尾公共下水道事業は、昭和43年度に事業着手し、大島処理区、桜山処理区、八幡処理区の3処理区において、鋭意整備を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ってまいりました。荒尾市桜山浄化センターは昭和48年の供用開始より45年を経過しており、更新の時期を迎えておりますが、人口減少に伴う使用料収入の減少により、施設の維持が課題となっております。今回の変更は、本市の公共下水道全体計画に基づき、桜山処理区を大島処理区へ統合することで、維持管理費の削減を行うものです。処理区の統合に伴い、荒尾市桜山浄化センターを荒尾市桜山中継ポンプ場に名称変更し、桜山処理場放流管を廃止いたします。

6ページの新旧対照図をお開きください。図面の約中央に赤のハンチが入っている所が、桜山処理区になります。今回この桜山処理区を大島処理区に統合いたします。それに伴いまして、上の段の黄色で桜山浄化センターと書いてある所が、下の段赤色の桜山中継ポンプ場に変更いたします。また、桜山浄化センターから伸びております放流管、左側に赤い線が伸びていますが、荒尾市の有明公園付近で大島処理区の管渠へ合流いたしまして、大島処理場で処理することとなります。

次のページをお開きください。こちらが桜山処理区の拡大図になります。図面中央にハンチが掛かっている部分が荒尾市桜山中継ポンプ場になる、現在の荒尾市桜山浄化センターになります。こちらから警察署の横を通りまして、蔵満海岸の方に放流管が伸びております。説明は以上になります。宜しくお願いします。

(議長)

はい、ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

質問よろしいですか。3ページの都市計画を変更とする理由の中に、老朽化ということで書いてありますが、人口減少に伴うということで、統廃合ですよね。それで、桜山の住民の人達に対する影響とかはないのですか。

(事務局)

何も変わりません。

(委員)

使用料収入が減少ということで、今回の計画はどれくらいの効果があるのですか。

(事務局)

人口減少はこれから予想されていることでありまして、荒尾市においても全域的に人口が減っていくことになるかと思いますが、それに伴って使用料収入もどうしても減っていくことは間違いありません。その中で、桜山浄化センターの年間維持費は今後廃止したことで、いくら削減できるか、今後中継ポンプ場が変わっていく中で、維持費がいくらかかるのか試算がまだ出来ておりませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、だいたい1,500万円程のコスト削減が見込めると考えております。

(委員)

今まで桜山だけで支払っていたということですね。地区を合併することによって、2つの地区で払うということで、1,500万円ぐらいコストを削減できるというご説明ですね。今後も桜山を統合しようとするように、処理場の統合は考えられるということですね。

(事務局)

荒尾市の処理場が、大島浄化センターと桜山浄化センター、もう1箇所八幡台浄化センターの3箇所ございます。それぞれに処理区がありまして、今回大島処理区と桜山処理区を統合する都市計画決定でして、八幡処理区の統合に関しては、現段階では検討しておりません。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(議長)

先ほどの質問に少し関係するかもしれませんが、この施設計画は、公共下水道全体計画に基づいてということですが、今後の下水道に関して大きな変化といたしますか、計画があるのかどうかお聞かせ願いたいのですが。

(事務局)

荒尾市の全体計画の中には、今回の大きな変更以外はありません。

(議長)

これからの何年間の間、10年ぐらいとか無いのですか。

(事務局)

今の段階ではありません。今後は様子を見ながらになります。

(委員)

直接関係は無いのですが、隣の長洲町さんは下水道普及率が高いですが、荒尾市はどのくらいですか。

(事務局)

平成30年3月31日時点で72.1%です。

(委員)

今後普及率が上がっていくならば処理場は対応できるのですか。

(事務局)

今の所対応できる予定です。

(委員)

よろしいですか。一括集中型で処理水が出るとですね、海苔のバリカン症とか、淡水が心配ですけどその辺りは大丈夫ですか。今までは分散して排水していたからですね、海苔が今年もバリカン症が出ていたと聞いていますので、被害の数量的には多いわけではないですけど、一括集中だと淡水が大島の方から多く出るわけですから、海苔やあさりへの影響が心配されますがそれについてはどうですか。

(事務局)

今回の統合に向けて漁協の理事会の方でもご説明させてもらい、御同意もいただいているのですが、現在の桜山処理場の処理量が1日あたり約1,000トンです。その1,000トンが今後大島の方で処理することになります。正直バリカン症の原因というのが全て処理水であるとはっきり判明していないこともありますし、今度は逆に桜山処理場からの処理水が無くなることで、桜山からの排水口が漁場に近いので、影響は無くなっていくのではないかと考えております。また、大島処理場の場合が紫外線滅菌という滅菌方法を取っていただき、一方桜山の方は塩素滅菌でして、塩素は生物にあまり良くないとの話もあり、今後は良くなっていくものではないかと考えております。

(議長)

バリカン症について説明して頂くと助かります。皆さん知らないこともありますので。

(委員)

バリカン症というのは、海苔網に海苔の胞子がつきどんどん成長していくのですが、海苔が途中でばっさり切れてしまうことです。1回バリカン症になってしまうとシーズン中は摘採出来るのですが、品質は劣ってしまいます。海苔が千切れて網だけになるということです。

(議長)

それは水との関係があるのですか。

(委員)

直接的に水が原因かどうかは分かりませんが、川がある所は川の水が原因と言われていて、荒尾の場合は川が無いので疑わしいのは下水ではないかと考えています。

(委員)

一つだけちょっと教えて下さい。大島の浄化センターで桜山処理区の汚水が処理されるということですが、施設の処理能力はどのくらいあるのですか。

(事務局)

今大島の処理能力は16,700トン有しております。現在の大島に流れてくる量が12,000トン弱になります。従いまして、今度増えても13,000トンになりまして、今後汚水は接続率が上がれば少しずつ増えていきますが、まだ3,000トン以上余裕があります。

(委員)

直接関係ないですが、今回昭和45年経過しているということで、他の施設も老朽化しているのでしょうか。

(事務局)

しております。

(委員)

今後そういった所も話題に上がってくるのですね。

(事務局)

桜山浄化センターに関しては、もともと全体計画の中で大島に統合するということが当初から決められておりました。他の処理場に関しては、そこで改築更新事業を進めておりまして、少しずつですが、改築をしているところです。

(議長)

他にございませんか。無いようですので今回の下水道の変更ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(議長)

それでは、異議なしということでしたので荒尾都市計画下水道の変更は原案のとおり可決いたしました。事務局へお返しいたします。

(事務局)

審議ありがとうございました。以上をもちまして第70回の荒尾市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は皆様お疲れ様でございました。

上記の審議が行われ、一同同意で原案のとおり答申された。